

北朝鮮船籍タンカー「Rye Song Gang 1号」とベリーズ船籍タンカー「Wan Heng 11号」による洋上での物資の積替えの疑い（平成30年2月13日）

1. 事案の概要

平成30年2月13日（火）未明、北朝鮮船籍タンカー「Rye Song Gang 1号」とベリーズ船籍タンカー「Wan Heng 11号」が東シナ海の公海上（上海の東約250kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第1航空群所属「P-3C」（鹿屋）が確認しました。

両船舶は、夜間において接舷（横付け）した上で照明を点灯していたことから何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。



（写真①）：接舷して照明を点灯している北朝鮮籍タンカー「Rye Song Gang 1号」とベリーズ船籍タンカー「Wan Heng 11号」。2月13日1時30分頃撮影）



(写真②) : 「Wan Heng 11 号」。2月13日7時40分頃撮影)



(写真③) : 「Rye Song Gang 1 号」。2月13日8時00分頃撮影)

2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会に通報するとともに、関係国と情報共有を行う他、ベリーズ船籍タンカー「Wan Heng 11 号」に関係する国に対して関心表明を行っています。